コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

CANON ELECTRONICS INC.
最終更新日:2016年3月31日
キヤノン電子株式会社
代表取締役社長　酒巻 久
問合せ先:03-6910-4111
証券コード:7739
http://www.canon-elec.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続的に企業価値を向上させていくためには、役員および従業員の高い倫理意識を基に、経営における透明性の向上と経営目標の達成に向けた内部統制機能の強化が極めて重要であると認識しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
キヤノン株式会社	22,500,600	53.31
ピーエヌビー パリバ セック サービス ルクセンブルグ ジャスデック アバディーン グローバル クライアント アセッツ	1,342,700	3.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	824,700	1.95
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	725,650	1.71
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	704,500	1.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	431,100	1.02
第一生命保険株式会社	414,000	0.98
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	402,500	0.95
メロン バンク トリーティー クライアンツ オムニバス	263,900	0.62
株式会社みずほ銀行	234,000	0.55

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	キヤノン株式会社 (上場:東京、名古屋、札幌、福岡、海外) (コード) 7751

補足説明

大株主の状況は平成27年12月31日現在の状況です。なお、同日現在で大株主の状況の記載の他に当社が保有する自己株式1,389,673株(保有割合3.29%)があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の支配株主は、親会社であるキヤノン株式会社であります。この支配株主からは一定の独立性が確保されていると認識しており、取引の条件の決定等が支配株主との間で恣意的に行われていることはありません。支配株主との取引のみならず、すべての取引について、当社の独立

性と利益が損なわれることのないように適切・公平に行うことにより、すべての株主の利益を保護しております。

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、キヤノン株式会社を親会社とするキヤノングループに属しており、経営ビジョン及びブランドを共有しております。同社は平成27年12月31日現在、当社の総株主の議決権55%を所有しております。事業運営においては、株主総会に付議すべき事項を除いて、親会社の関与は限定的であり、経営判断、執行においては、自主独創が尊重されております。なお、平成27年12月31日現在、当社の上場子会社はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
豊田　正和	その他											○
内海　勝彦	他の会社の出身者											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
豊田　正和	○	―――	豊田正和氏は、経済産業審議官や内閣官房参与などの要職を歴任しており、経済、国際貿易分野での豊富な経験と高度で幅広い専門知識を有していることから、それらを当社の経営に活かしたく、社外取締役として選任しております。
内海　勝彦	○	―――	内海勝彦氏は、長年にわたる会社経営の豊富な経験と高度で幅広い専門知識を有していることから、それらを当社の経営に活かしたく、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役および監査役会は、会計監査人から監査計画の概要、監査重点項目、監査結果等について報告を受け、意見交換を行う他、更に必要に応じて会計監査人の往査に立ち会うなど、会計監査人と緊密な連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岩村　修二	弁護士													○
中田　清穂	公認会計士													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩村　修二	○	―――	岩村修二氏は、仙台・名古屋高等検察庁検事長などの要職を歴任後、弁護士として企業法務に携わっており、豊富な経験と高度で幅広い専門知識を有していることから、それらを当社の経営に活かしたく、社外監査役として選任しております。
中田　清穂	○	―――	中田清穂氏は、会社経営の経験に加え、公認会計士として長年にわたり、企業会計の実務に携わっており、企業会計に関する豊富な経験と高度で幅広い専門知識を有していることから、それらを当社の経営に活かしたく、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

賞与について、当該年度の会社業績に連動し算出された支給総額を定時株主総会に提案し、承認を得ております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

第77期（平成27年12月期）の有価証券報告書で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・基本報酬
　株主総会の決議により、取締役全員の報酬総額の最高限度額を定めております。各取締役の報酬額は、取締役会の決議により決定いたします。
・賞与
　賞与は、当該年度の会社業績に基づき算出された支給総額を定時株主総会に提案し、承認を得ております。各取締役の賞与支給額は、株主総会で承認された支給総額に基づいて、取締役会の決議により決定いたします。
・退職慰労金
　在任中の会社への貢献に対する報酬として、株主総会の承認を得たうえ、退任取締役に支給するものです。なお、取締役の退職慰労金制度は、2013年3月27日開催の第74期定時株主総会終結の時をもって、廃止するとともに、退職慰労金の打ち切り支給につき同株主総会で承認を得ております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役には、取締役会の会議招集や上程議案について担当部門から事前に連絡を行います。
社外監査役に対しての会議招集や情報伝達は、常勤監査役を通じて適宜行われております。また、会計監査人からの監査に関する説明や報告の際には、社外監査役も全て出席することになっておりますが、出席ができない場合にも、出席した監査役からの報告などにより状況を把握できるようにしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、取締役会、監査役会に加え、リスクマネジメント委員会の設置、監理室による内部監査制度等により、コーポレートガバナンスを構築しております。
当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役13名で構成され、実効性、効率性のある経営の意思決定を目指しております。重要案件につきましては、取締役および事業部長が参加する経営会議で決定する仕組みとなっております。更に、経営テーマごとに各種委員会を設置し、スピィーディで実効性のある意思決定を目指すと同時に、コンプライアンス・倫理等についての相互牽制機能も果たしております。
社外監査役2名を含む4名の監査役は、監査の方針および業務の分担等に従い、重要な決議書類等の閲覧、業務および財産の状況の調査等により厳正な監査を実施しております。監査役および監査役会は会計監査人から監査計画の概要、監査重点項目、監査結果等について報告を受け、意見交換を行う他、必要に応じて会計監査人の往査に立ち会うなど、会計監査人と緊密な連携を図っております。また、監査役は、内部監査部門である監理室と、必要に応じて情報交換や内部監査結果の報告を受けるなど連携を取っております。
なお、社外取締役の豊田正和氏、内海勝彦氏の2名及び社外監査役の岩村修二氏、中田清穂氏の2名は、平成27年3月3日付で、独立役員としての届出をしております。独立役員に届け出た4名につきましては、当社との間に特段の人的・経済的な関係はありません。

外部監査につきましては、当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、会計監査を受けております。当社の第77期（平成27年12月期）の会計監査業務を執行する公認会計士の氏名及び所属する監査法人名等は以下の通りです。
指定有限責任社員　業務執行社員　志村さやか（新日本有限責任監査法人）
指定有限責任社員　業務執行社員　香山　良　（新日本有限責任監査法人）
（注1）継続監査年数については、全員7年以内であるため記載を省略しております。
（注2）同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。
当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士13名、その他18名であります。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、重要な経営判断については、取締役会の活発な議論を通じて、審議し決定しております。取締役は13名おりますが、現場の実態を熟知してこそ、より実効性、効率性のある意思決定が行えるとの考えから、取締役の多くは執行業務も担当しております。一方で、社内出身者とは異なる客観的視点を経営に活用するため、平成27年3月25日から独立役員である社外取締役2名を置いております。
当社は監査役制度を採用しております。監査役は独立性、中立性、専門性を発揮し、経営をモニタリングしております。また、社外監査役2名を登用し、コーポレートガバナンスの実効性を確保するために、内部監査部門の組織・権限の強化、監査役や内部監査部門である監理室による会計監査人との連携、リスクマネジメント委員会の設置といった多面的な内部統制システムを採用しております。こうした取り組みにより、当社のコーポレート・ガバナンスは充分に機能し、また、その体制の維持と強化は可能であると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	直近の定時株主総会においては、開催日の25日前に招集通知を発送致しました。
その他	招集通知を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、有価証券報告書、決算短信及びその他開示情報を適宜開示しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関しては、経理部が担当しております。担当役員は専務取締役経理部長、事務連絡責任者は経理部副部長となっております。	
その他	四半期毎を原則にアナリスト・機関投資家に対して個別に決算説明を行っており、専務取締役経理部長又は経理部副部長が、決算の状況及び今後の見通しについて説明を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業倫理に「共生」を掲げており、顧客・地域社会・株主に対してはもちろん、国や地域、地球や自然に対してもよりよい関係をつくり、社会的責任を果たすことを目指しております。この理念は「キヤノングループ行動規範」に盛り込まれており、当社役員および従業員は、この規範に沿って業務を遂行しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境問題に対し、様々な取り組みを行っております。活動の詳細については、平成16年12月期から報告書を公開しており、平成19年12月期以降はCSR報告書として、当社ホームページ上で公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示については、「公開情報管理規程」を制定し、投資家に対する公平かつ適切な情報開示体制を整備しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

〈内部統制システムについての基本的な考え方及び整備状況〉
当社は、会社法に基づき、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の基本方針を取締役会で決議しており、かかる方針の下、内部統制システムの整備を推進しております。

「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の基本方針」

当社ならびにその子会社からなるキヤノン電子グループは、業務の適正を確保し、企業価値の継続的な向上を図るため、普遍の行動指針である「三自の精神（自覚・自発・自治）」および「キヤノングループ行動規範」に基づき遵法意識の醸成に努めるとともに、当社代表取締役社長および各部門の責任者ならびに各子会社の執行責任者の権限と決裁手続の明確化を通じ、キヤノン電子グループ全体の「経営の透明性」を確保する。

1. コンプライアンス体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）
（1）取締役会は、キヤノン電子グループの経営上の重要事項を慎重に審議のうえ意思決定するとともに、代表取締役社長および業務執行取締役および執行役員等（以下「取締役等」）の業務の執行状況につき報告を受ける。
（2）取締役等及び従業員が業務の遂行にあたり守るべき基準として「キヤノングループ行動規範」を用い、高い倫理観と遵法精神を備える自律した強い個人を育成すべく、コンプライアンス推進活動を実施する。
（3）リスクマネジメント体制の一環として、日常の業務遂行において法令・定款の違反を防止する業務フロー（チェック体制）およびコンプライアンス教育体制を整備する。
（4）内部監査部門は、取締役等および従業員の業務の執行状況を監査する権限を有しており、法令・定款の遵守の状況についても監査を実施する。
（5）従業員は、キヤノン電子グループにおいて法令・定款の違反を発見した場合、内部通報制度を活用し、社外取締役、社外監査役を含むいずれの役員にも匿名で事実を申告することができることとする。また、当社の方針として、内部通報者に対する不利益な取り扱いの禁止を宣言する。

2. リスクマネジメント体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）
（1）リスクマネジメントに関する基本方針に基づき、リスクマネジメント委員会を設ける。同委員会は、キヤノン電子グループが事業を遂行するに際して直面し得る重大なリスクの把握（法令違反、財務報告の誤り、品質問題、労働災害、自然災害等）を含む、リスクマネジメント体制の整備に関する諸施策を立案するとともに、取締役会の承認を得た活動計画に従って当該体制の整備・運用状況を評価し、取締役会に報告する。
（2）取締役会付議に至らない案件であっても、重要なものについては経営会議および各種経営専門委員会において慎重に審議する。

3. 効率的な職務執行体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）
（1）取締役等は、代表取締役社長の指揮監督の下、分担して職務を執行する。
（2）代表取締役社長は、「中期経営計画」を策定し、キヤノン電子グループ一体となった経営を行う。

4. グループ管理体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）
当社取締役会が定めるグループ会社に関する管理基本方針に基づき、グループ会社の重要な意思決定について、以下のとおり、当社からの承認および当社に対し報告を要する事項を定め、キヤノン電子グループの内部統制システムを整備する。
a）重要な意思決定について、当社の事前承認を得ることまたは当社に対し報告を行うこと。
b）リスクマネジメントに関する基本方針に基づき、その事業の遂行に際して直面し得る重大なリスクを把握のうえ、これらのリスクに関するリスクマネジメント体制の整備・運用状況を確認、評価し、当社に報告すること。
c）設立準拠法の下、適切な機関設計を行うとともに、執行責任者の権限や決裁手続の明確化を図ること。
d）「キヤノングループ行動規範」によるコンプライアンスの徹底の他、リスクマネジメント体制の一環として、日常の業務遂行において法令・定款の違反を防止する業務フロー（チェック体制）およびコンプライアンス教育体制を整備すること。
e）内部通報制度を設けるとともに、会社の方針として、内部通報者に対する不利益の禁止を宣言すること。

5. 情報の保存および管理体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）
取締役会議事録および取締役等の職務の執行に係る決裁書等の情報は、法令ならびに関連する規程に基づき、各所管部門が適切に保存・管理し、取締役、監査役および内部監査部門は、いつでもこれらを閲覧できることとする。

6. 監査役監査体制（会社法施行規則第100条第3項）
（1）監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、監査役を補助すべき従業員を指名する。この従業員は、所属部門の業務と 兼務とするが、補助すべき監査役の職務に関連して取締役の指揮命令を受けず、この従業員の人事異動には、事前の監査役会の同意を要する。
（2）監査役は、取締役会のみならず、経営会議、リスクマネジメント委員会等の社内の必要な会議に出席し、取締役等による業務の執行状況を把握する。
（3）人事、経理、法務等の本社管理部門は、監査役と会合を持ち、業務の執行状況につき適宜報告する。また、重大な法令違反等があったときは、関連部門が直ちに監査役に報告する。
（4）監査役は、会計監査人から定期報告を受ける。
（5）監査役は、キヤノン電子グループ各社の監査役と定期的に会合を持ち、情報共有を通じてグループ一体となった監査体制の整備を図る。また、監査役は、キヤノン電子グループ各社の巡回監査を行い、子会社の取締役等による業務の執行状況を把握する。
（6）会社の方針として、監査役に報告または通報した者に対する不利益な取り扱いの禁止を宣言する。
（7）監査役会は、当社およびキヤノン電子グループ各社に対する年間の監査計画とともに予算を立案し、当社は、必要となる予算を確保する。臨時の監査等により予算外の支出を要するときは、その費用の償還に応じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本方針
当社は、当社及び当社グループ各社が市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度を貫き、反社会的勢力との関係を遮断することを基本方針としております。

2. 整備状況
（1）取締役会決議をもって、当社就業規則において趣旨の規定を定め、従業員に対してその徹底を図っています。
（2）人事総務部門を反社会的勢力対応のグループ統括部署とし、反社会的勢力およびその対応に関する情報提供を共有し、反社会的勢力と

の取引等の未然防止に努めています。
（3）警察および弁護士等の外部機関との連携体制を構築しています。
（4）賛助金の支払いについては、法律上、企業倫理上の観点から問題のないことをチェックするため、事前にこれを審査しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレートガバナンス体制の模式図は以下のとおりです。

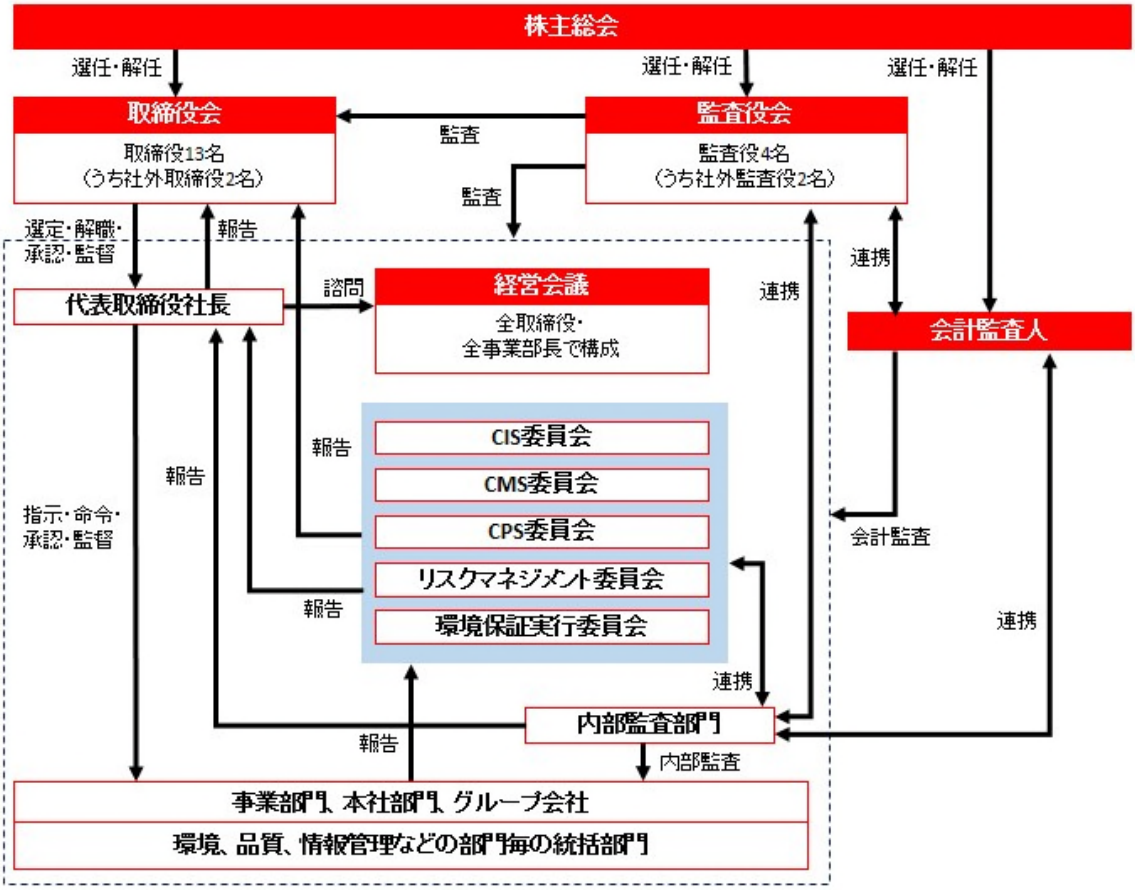
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取締役会
取締役13名
（うち社外取締役2名）
監査
監査役会
監査役4名
（うち社外監査役2名）
監査
選定・解職・
承認・監督
報告
連携
諮問
経営会議
全取締役・
全事業部長で構成
連携
代表取締役社長
会計監査人
報告
CIS委員会
CMS委員会
CPS委員会
リスクマネジメント委員会
環境保証実行委員会
報告
報告
指示・命令・
承認・監督
会計監査
連携
連携
内部監査部門
報告
内部監査
事業部門、本社部門、グループ会社
環境、品質、情報管理などの部門毎の統括部門